

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 2 月 26 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 2 号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和 38 年寒川町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 205」を「100 分の 215」に改める。

第 2 条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 190」を「100 分の 195」に、「100 分の 215」を「100 分の 210」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の寒川町特別職の職員の給与に関する条例（以下「第 1 条改正後条例」という。）の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条改正後条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の寒川町特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成 27 年 12 月に支給された期末手当は、第 1 条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。